

令和3年10月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(行ウ)第30号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

口頭弁論終結日 令和3年7月14日

判 決

6 埼玉県狭山市富士見2丁目24番11号メゾン富士見1-102.

原 告 田 中 壽 夫  
同訴訟代理人弁護士 清 水 勉  
同 出 口 か お り

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

10 被 告 狭 山 市 長  
小 谷 野 剛  
同訴訟代理人弁護士 石 津 廣 司  
同 橋 田 健 次 郎  
同 指 定 代 理 人 山 口 亮 輔  
15 同 増 田 哲 也

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、小谷野剛に対し、3254万8000円及びこれに対する令和2年7月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

25 本件は、狭山市の住民である原告が、同市の執行機関である被告に対し、市長である小谷野剛(以下「小谷野」という。)が、狭山市の設置する狭山市駅西口駐車場、狭山市駅西口第1自転車駐車場及び狭山市駅西口第2自転車駐車

場（以下、それぞれ「本件駐車場」、「第1自転車駐車場」及び「第2自転車駐車場」といい、併せて「本件各駐車場」という。）の指定管理者（地方自治法244条の2第3項）であった一般社団法人日本駐車場工学会（以下、単に「工学会」という。）に対する監督権限を適切に行使しなかったことにより、狭山市は、工学会が本件各駐車場の管理運営業務に関し納付すべき金員（以下、指定管理者が管理運営業務に関し納付すべき金員を「納付金」という。）を回収することができなかつたにもかかわらず、被告はそれにより生じた損害賠償請求権の行使を怠っているなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、小谷野に損害賠償金3,254万8,000円（平成31年度に係る納付金相当額）及びこれに対する不法行為より後の日（訴状送達日の翌日）である令和2年7月18日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するように求める事案である。

## 1 関係法令等の定め

### (1) 地方自治法（以下「法」という。）

ア 法244条の2第3項は、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に、当該公の施設の管理を行わせることができる旨を定める。

イ 法244条の2第7項は、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない旨を定める。

ウ 法244条の2第8項は、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる旨を定める。

エ 法244条の2第10項は、普通地方公共団体の長は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し又は必要な指示をすることができる旨を定める。

オ 法244条の2第11項は、普通地方公共団体は、指定管理者が同条10項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる旨を定める。

(2) 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（甲1。以下「本件条例」という。）

ア 本件条例6条は、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関し、管理業務の実施状況及び施設の利用状況、使用料又は利用料金の収入の実績、管理に係る経費の収支状況等を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない旨を定める。

イ 本件条例7条は、市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理状況について定期的に、又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をすることができる旨を定める。

ウ 本件条例8条1項は、市長は、指定管理者が本件条例7条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨を定める。

(3) 狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針（甲2。以下「本件指針」という。）

ア 本件指針は、狭山市は、モニタリング（指定管理者が、関係法令、指

定管理業務仕様書、協定書等に基づき、当該施設の管理業務を適切に履行しているかどうかについて、提出書類、実地調査等により確認及び評価を行うこと)に基づき、必要な改善勧告を行うことにより、継続して施設の運営水準を高める仕組みを構築するものとする旨を定める。

5 イ(ア) 本件指針は、①月ごと及び四半期ごとの報告に際してのモニタリングについて、指定管理者は、管理業務等に関する報告書を作成し、毎月及び四半期終了後10日以内に狭山市に提出し、同市は、同報告書により、施設管理、事業運営等の状況について、適正に履行されているかについて確認を行う旨を定め、②年度ごとの報告に際してのモニタリングについて、指定管理者は、管理業務及び経理状況等に関する  
10 報告書を作成し、年度終了後30日以内に狭山市に提出し、同市は、同報告書、ヒアリング等により、指定管理者の適正かつ確実なサービスの提供が行われているか、業務履行内容、報告書等の具体的な内容が要求水準を満たしているかについて確認及び評価を行う旨を定め、  
15 ③随時のモニタリングについて、狭山市は、必要に応じて業務実施状況等を確認することを目的として、指定管理者に対し、随時にモニタリングを実施することとし、モニタリングに際しては、施設の維持管理、業務の実施状況及び経費の収支状況に関し説明を求め、また施設の維持管理状況等を確認することができる旨を定める。

20 (イ) 本件指針は、①月ごとの標準的な報告事項として、施設の利用状況(利用者数)、実施事業参加者数(各事業ごと)、実施事業概要(各事業ごと)、利用料金等の収入状況等を定め、②四半期ごとの標準的な報告事項として、上記各報告事項に加え、管理経費の収支状況、施設管理状況(施設及び整備)、施設管理状況(安全衛生)等を定め、  
25 ③年度ごとの標準的な報告事項として、関係法令等の遵守、施設及び設備の維持管理等に加え、管理経費に係る口座の開設状況、管理経費

の収支状況等を定める。

ウ 本件指針は、年度ごとの報告に際してのモニタリングに係る評価について、関係法令等の遵守、運営基準等に加え、経費の執行管理を評価項目として定め、同項目について、①経費を適正に執行管理するための体制は確保されているか、②経費は専用の金融機関口座により管理されているか及び③経費は独立した会計帳簿により適正な管理がなされているかを評価内容として定める。

エ 本件指針は、モニタリングの結果、明らかに未達成と判定された項目があった場合には、狭山市は、指定管理者に必要な改善勧告又は指示を行うものとし、改善勧告又は指示に従わないときは、指定の取消、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨を定める。

## 2 前提事実（当事者間に争いがない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

### (1) 当事者

ア 原告は、普通地方公共団体である狭山市の住民である。

イ 被告は、狭山市の執行機関であり、小谷野は市長の地位にある者である。

### (2) 本件訴訟に至る経緯

ア 狭山市は、平成26年10月28日、法244条の2第3項に基づき、工学研究会と、本件各駐車場についての指定管理者業務に関する基本協定（以下「本件基本協定」という。）に係る仮協定を締結した（甲3）。

（ア）本件基本協定5条は、指定期間を、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする旨を定める。

（イ）本件基本協定6条は、納付金につき、平成30年度の納付金を3222万円、平成31年度の納付金を3206万円などとし、工学研究会は、年度ごとに納付する額の2分の1ずつを、当該年度の10月末と3月末

に支払う旨を定める。

(ウ) 本件基本協定7条1項は、工学会は、本件各駐車場に係る利用料金を工学会の収入とし、本件各駐車場の管理業務の実施に要する管理運営経費に充てる旨を定める。

(エ) 本件基本協定11条は、管理運営業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した会計区分を行わなければならない旨を定める。

(オ) 本件基本協定13条は、工学会は、毎月終了後、速やかに管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況等を狭山市に報告する旨を定める。

(カ) 本件基本協定14条1項は、工学会は、本件条例6条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に、管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況等に係る事業報告書及び収支決算書を、狭山市に提出しなければならない旨を定め、同条2項は、工学会は、収支に関する帳票その他業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、狭山市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない旨を定める（以下、法、本件条例、本件指針及び本件基本協定に基づき、工学会が月ごとに提出する報告書を「月例報告書」、四半期ごとに提出する報告書を「四半期報告書」、年度ごとに提出する報告書（事業報告書及び収支決算書）を「年度終了報告書」という。）。

(キ) 本件基本協定16条1項は、①工学会が、工学会の責めに帰する理由により基本協定及び年度協定（各年度の業務内容等につき年度ごとに定める協定）に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認めるとき（1号）、②工学会が、基本協定、年度協定、関係法令等の条項に違反し、かつ、狭山市が相当の期間を定め

て催告しても当該違反状態が解消されないとき（2号）等に、狭山市は基本協定及び年度協定を解除することができる旨を定め、同条3項は、同条1項に定める場合を除き、指定期間中は基本協定及び年度協定を解除することはできない旨を定める。

5 イ 狭山市議会は、平成26年12月12日、本件各駐車場の指定管理者を工学研究会とする議案を可決し、狭山市は、同月16日、工学研究会を本件各駐車場の指定管理者に指定して、本件基本協定を締結した。

10 ウ 狭山市は、平成29年3月1日、工学研究会と、納付金の額につき、平成30年度に係る納付金を3273万5000円、平成31年度に係る納付金を3254万8000円などと改める変更協定（以下、本件基本協定というとき、同変更協定の前後を区別しない。）を締結した（甲4（枝番を含む。以下、枝番のあるものについては、特記のない限り、同じ。））。

エ 狭山市は、平成30年4月1日、工学研究会と、平成30年度に係る年度協定（以下「平成30年度協定」という。）を締結した（甲5）。

15 オ 工学研究会は、本件基本協定及び平成30年度協定に基づき、狭山市に対し、平成30年度に係る後期の納付金（以下、各期に係る納付金を、当該期を冒頭に付して、「平成30年度後期納付金」等という。）として、平成31年3月末までに、1636万7500円を納付する義務を負っていたにもかかわらず、同日までに納付しなかった（甲3、5、7）。

20 カ 狭山市は、平成31年4月1日、工学研究会と、平成31年度に係る年度協定（以下「平成31年度協定」という。）を締結した（甲6）。

25 キ(ア) 工学研究会は、平成31年4月22日、本件各駐車場の指定管理業務に係る担当部署（市民部交通防犯課。以下「本件部署」という。）に対し、平成30年度後期納付金の納付が令和元年5月となる旨を伝えた（甲7）。

それに対し、本件部署は、令和元年5月末を納付期限として、平成3

0年度後期納付金につき納付の催告をした（以下、同月末の期限を「変更後納付期限」という。）。

5 (イ) 本件部署は、令和元年5月10日、工学研究会に対し、平成30年度のモニタリングに係るヒアリング（聞き取り調査のこと。以下「本件ヒアリング」という。）を実施した。

(ウ) 工学研究会は、令和元年5月30日、狭山市に対し、平成30年度後期納付金を納付した（甲7）。

10 ク(ア) 工学研究会は、本件基本協定及び平成31年度協定に基づき、狭山市に対し、平成31年度前期納付金として、令和元年10月末までに、1627万4000円を支払う義務を負い、平成31年度後期納付金として、令和2年3月末までに、同額を納付する義務を負っていたにもかかわらず、これらを納付しなかった（甲3、6。以下、平成31年度前期納付金及び平成31年度後期納付金を併せて「平成31年度納付金」という。）。

15 (イ) 工学研究会は、令和2年3月12日、破産手続開始の決定を受けた。

ケ 原告は、令和2年3月30日、狭山市監査委員に対し、市長である小谷野が工学研究会に対する監督を怠ったなどと主張して、小谷野に対し、損害賠償金3254万8000円、それに対する遅延損害金等の支払を請求することを求める旨の住民監査請求をした（甲8）。

20 これに対し、狭山市監査委員は、令和2年5月25日、上記監査請求には理由がないとして、これを棄却し、同日頃、原告に対し、監査結果を通知した（甲9）。

コ 原告は、令和2年6月22日、当庁に対し、本件訴訟を提起した。

### 3 争点及び争点に関する当事者の主張

25 本件の争点は、小谷野の損害賠償責任の有無であり、争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。



(原告の主張)

(1)ア 地方公共団体の長は、地方公共団体の財産管理につき善管注意義務を負い、地方公共団体の有する財産の価値を維持、保全する義務を負う。したがって、市長である小谷野は、狭山市の工学研究会に対する納付金債権を維持、保全する義務を負う。

本件において、工学研究会は、狭山市に対し、平成30年度後期納付金を、その納付期限（平成31年3月末）までに納付しなかった。本件各駐車場の利用料金は工学研究会の収入となり、当該収入から必要経費を差し引いた残額から納付金の額が定められていたことからすれば、工学研究会が、本件各駐車場の利用料金から適切に必要経費を支出し、残額を適切に管理すれば、確実に期限までに納付金を納付することが可能なのであって、納付の遅延は、工学研究会が、基本協定及び平成30年度協定において定められた会計管理を実施せず、狭山市に納付すべき金銭を別の用途に流用し、本件指針に反する事態が生じたことを強く疑わせる。また、工学研究会は、月例報告書において利用料金の収支実績等を報告することを義務付けられていたことに加え、市長は、法、本件条例、本件指針及び本件基本協定に基づき、工学研究会に対し、管理業務又は経理状況に関し報告を求め、実地調査を行い、必要な改善勧告を行う権限など（以下、これらの権限を併せて「本件監督権限」という。）を有していたことからすれば、市長である小谷野は、少なくとも工学研究会の本件各駐車場の管理運營業務に関する収支状況について監督する権限を有していた。

したがって、市長である小谷野は、善管注意義務の一環として、遅くとも本件ヒアリングが実施された令和元年5月10日までに、本件監督権限を行使し、工学研究会が管理する通帳及び会計帳簿の内容を確認し、工学研究会が提出した平成30年度に係る年度終了報告書（以下、各年度に係る年度終了報告書を、当該年度を冒頭に付して、「平成30年度年度終了

報告書」等という。)の記載内容と経理実態の整合性を調査する義務があった。

イ それにもかかわらず、市長である小谷野は、上記義務に反し、本件監督権限を行使しなかった。本件監督権限を行使して、指定管理者の経営状況及び実態を把握し、工学研究会との基本協定を解除し、狭山市が本件各駐車場を直接管理するか、別の指定管理者を指定していれば、平成31年度納付金は回収できたのであって、上記義務違反により、狭山市は、3254万8000円(平成31年度納付金相当額)の損害を被った。

(2) 以上により、小谷野は、被告に対し、平成31年度納付金相当額の損害賠償義務を負う。

(被告の主張)

(1)ア 本件監督権限は、公の施設の管理の適正を期するための権限であり、市長である小谷野は、工学研究会の経営に関する一般的な監督権限を有するわけではない。また、市長である小谷野は、必要に応じて工学研究会に対し本件監督権限を行使することができるにとどまり、本件監督権限を有するからといって、小谷野に直ちに何らかの作為義務が生じるわけでもない。さらに、平成30年度後期納付金の納付が遅滞したとしても、①工学研究会は、平成27年度前期納付金から平成30年度前期納付金まで、合計7回の納付金を適切に納付していたこと、②工学研究会は、継続して適切に本件各駐車場を管理し、監視カメラを設置するなど、施設の運営水準を高めていたこと、③工学研究会は、平成30年度年度終了報告書で、平成30年度後期納付金も支出として計上し、平成31年5月には同納付金を納付する意向を示していたことなどから、市長である小谷野に、工学研究会が月例報告書等に虚偽記載をするなどと予見することは不可能であったし、小谷野において、工学研究会が催告に応じて平成30年度後期納付金を納付すると認識していたことは不自然ではない。したがって、市長である小

谷野に、原告主張の作為義務は存在しない。

また、原告は、市長である小谷野が本件監督権限を行使せず工学研究会に管理業務を継続させたことで狭山市に損害が発生したとして、市長として、工学研究会との協定を解除すべきであった旨の主張をする。しかし、  
5 本件基本協定は、工学研究会に義務違反がなければ協定を解除できないと定めるところ、工学研究会は、変更後納付期限までに平成30年度後期納付金を納付したのであり、平成30年度協定に係る違反状態は解消されたことなどからすれば、本件で工学研究会との協定に係る解除事由は存在しなかった。

10 イ 本件部署は、工学研究会から、月例報告書等により、本件各駐車場に係る利用料金収入の実績等につき報告を受けていたし、本件各駐車場の利用状況等についての实地調査、工学研究会に対するヒアリング等を実施することで、本件各駐車場が適切に管理運営されているかを確認していた。また、工学研究会に対し、利用料金収入を入金する口座を、駐車場ごとに作成するよう指示し、実際に各口座に係る通帳を持参させ、ヒアリング等を実施することで、入金口座が分けられていることを確認していた。

したがって、市長である小谷野が、工学研究会に対する監督権限の行使を怠っていたという事実は存在しない。

(2) 小谷野は損害賠償義務を負わず、原告の請求には理由がない。

### 20 第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### (1) 工学研究会の納付金納付状況等

ア 工学研究会は、平成27年度前期納付金から平成30年度前期納付金まで、各納付金を納付した。

イ 工学研究会の平成27年度年度終了報告書ないし平成30年度年度終了

報告書には、工学会が、本件駐車場について、交通系電子マネーによる駐車場料金の支払（乙1, 7の2・3）、リアルタイムの満空情報サービスを提供し、車椅子や傘を貸し出し、電光掲示板により情報提供し、第1自転車駐車場及び第2自転車駐車場について、交通系電子マネーによる駐車場料金の支払（乙7の1）、レンタサイクルサービス、ポンチョ、ビニール傘、空気入れ、パンクの修理剤の提供等のサービスを提供し、盗難対策等を実施した旨、運営体制としては、本件駐車場では、本部担当者が1名、狭山支局担当者が1名、本件駐車場の統括責任者（統括管理者）及び副責任者（副管理者）が各1名、管理員が4名（乙1, 7の2・3）ないし6名（乙7の1）、第1自転車駐車場及び第2自転車駐車場では、管理員が各6名の組織体制である旨及び以下の収支状況が記載されていた（乙1, 7）。

平成27年度年度終了報告書（平成28年4月25日付け。乙7の1）

全体 170万0744円

本件駐車場 470万9267円

第1自転車駐車場 ▲149万1778円

第2自転車駐車場 ▲151万6746円

平成28年度年度終了報告書（平成29年4月30日付け。乙7の2）

全体 ▲69万2714円

本件駐車場 338万2287円

第1自転車駐車場 ▲196万0287円

第2自転車駐車場 ▲211万4714円

平成29年度年度終了報告書（平成30年4月10日付け。乙7の3）

全体 133万8521円

本件駐車場 610万2427円

第1自転車駐車場 ▲223万7260円

第2自転車駐車場 ▲252万6646円

平成30年度年度終了報告書（平成31年4月22日付け。乙1）

全体 208万1642円

本件駐車場 463万8016円

第1自転車駐車場 ▲150万1634円

第2自転車駐車場 ▲105万4740円

ウ 工学研究会は、平成31年3月に係る狭山駅西口駐車場についての月例報告書（平成31年4月10日付け）、狭山駅西口第1自転車駐車場についての月例報告書（同日付け）及び狭山駅西口第2自転車駐車場についての月例報告書（同日付け）で、利用料金に係る明細、苦情処理状況等について報告をした（乙3）。

これには、平成31年3月の売上は、本件駐車場が395万1800円（時間駐車売上257万9600円、回数券売上37万6700円、定期券売上99万5500円）及びICカード利用による売上51万6900円（964件）であり（乙3の1）、第1駐車場が391万6500円（時間駐車売上48万5300円、回数券売上10万3800円、定期券売上（レンタサイクル料を含む。）332万7400円）であり（乙3の2）、第2駐車場が61万8200円（時間駐車売上16万9600円、回数券売上3万3000円、定期券売上（レンタサイクル料を含む。）41万5600円）であった（乙3の3）旨の記載があった。

エ 工学研究会は、平成30年度に係る第1回四半期報告書（平成30年7月10日付け）、第2回四半期報告書（同年10月10日付け）、第3回四半期報告書（平成31年1月10日付け）及び第4回四半期報告書（同年4月10日付け）で、各四半期につき、利用料金による収入及び人件費、事務費等による支出について報告をした（乙4）。

オ 狭山市は、平成27年度から平成30年度まで、工学研究会の管理運営

5 に対するモニタリングを実施した。モニタリングの結果、工学研究会の管理運営は、平成28年度については、業務外のため報告のない植物育成・管理業務の項目を除き、経費の執行管理を含め、全ての項目につき実施又は遵守されていると評価され（乙6の2）、平成27年度及び平成29年度については、業務外のため報告のない植物育成・管理業務の項目、次年度実施予定又は現在調整中とされたサービスの向上に係る項目及び次年度実施予定とされた自主事業の実施に係る項目を除き、経費の執行管理を含め、全ての項目につき実施又は遵守されていると評価され（乙6の1、3）、平成30年度については、業務外のため報告のない植物育成・管理業務の項目、実施検討又は調整中とされたサービスの向上に係る項目、継続し調整とされた環境への配慮に係る項目及び次年度実施予定とされた自主事業の実施に係る項目を除き、経費の執行管理を含め、全ての項目につき実施又は遵守されていると評価された（乙6の4）。

10  
15  
カ 本件部署は、1か月から2か月に1回程度、本件各駐車場を訪問し、利用状況、設備の状況等につき実地調査を実施し、祭事等が開催された際や、本件各駐車場の利用者から苦情が寄せられた際などにも、実地調査等を実施した。

(2) 平成30年度後期納付金の納付経緯

20  
ア 工学研究会は、平成31年4月上旬、本件部署に対し、平成30年度後期納付金を納付期限（同年3月末）までに納付できていないことを伝えた。それに対し、本件部署は、工学研究会に連絡をし、工学研究会の理事長らと面談をすることとした。工学研究会は、平成31年4月22日、面談において、本件部署に対し、平成30年度後期納付金の納付が5月となることを伝え、それに対し、本件部署は、令和元年5月末（変更後納付期限）を期限として、同納付金につき催告をした。（甲7）

25  
イ 本件部署は、令和元年5月10日、本件ヒアリングを実施し、同月下旬、

工学研究会に対し、複数回、平成30年度後期納付金について納付を促した。

ウ 工学研究会は、令和元年5月27日、本件部署に対し、平成30年度後期納付金を同月30日に納付する旨を伝えた。そこで、市長である小谷野は、令和元年5月28日、工学研究会に対し、平成30年度後期納付金を納付した時点で連絡するよう依頼した(乙2)。

エ 工学研究会は、令和元年5月30日、狭山市に対し、平成30年度後期納付金を納付した(甲7)。

2 争点(小谷野の損害賠償責任の有無)について検討する。

(1) 原告は、市長である小谷野には、遅くとも令和元年5月10日までに、工学研究会が管理する通帳及び会計帳簿の内容を確認し、平成30年度年度終了報告書の記載内容と経理実態の整合性を調査する義務があった旨の主張をする。

(2) そこで検討するに、本件で、市長である小谷野は、法244条の2第10項及び本件条例7条に基づき、工学研究会に対し、管理業務又は経理の状況に関し報告を求めることができるところ、上記認定事実のとおり、工学研究会に、平成27年度から平成30年度まで、継続的に月例報告書、四半期報告書及び年度終了報告書を提出させた。その内容は上記認定事実のとおりであり、各報告書によれば、工学研究会は、平成30年度まで、本件各駐車を適切に管理し、継続的に運営水準を高める取り組みを行い、収支状況を報告しており、これらの報告において、平成31年4月頃に提出した各報告書の記載内容も含め、工学研究会による本件各駐車の管理を継続することが適当でないことを示す事情が存在したということとはできない。

また、市長である小谷野は、同じく法244条の2第10項及び本件条例7条に基づき、工学研究会に対し、管理業務又は経理の状況に関し実地に調査し、必要な指示をすることができるところ、上記認定事実のとおり、狭山

市は、平成27年度から平成30年度まで、工学会の管理運営に対するモニタリングを実施し、本件各駐車場に係る経費を適正に執行管理するための体制が確保されているかなどを確認し、本件部署は、継続的に本件各駐車場の運営状況等につき実地調査等を実施しており、各モニタリング評価によれば、工学会は、平成30年度まで、経費の執行管理を含め、基本的に本件各駐車場の管理業務を適切に履行していたものとされており、これらのモニタリング結果から、工学会による本件各駐車場の管理を継続することが適当でないことを示す事情が存在したということとはできない。

このことに加え、上記認定事実のとおり、工学会は、平成27年度前期納付金から平成30年度前期納付金まで、各納付金を適切に納付していたことに鑑みると、市長である小野谷において、工学会が平成30年度後期納付金を納付できない状況にあったと疑い、更に上記各権限を行使すべきであったということとは困難である。

(3) これに対し、原告は、工学会が、平成30年度後期納付金を遅滞したことから、工学会の経理状況を疑うべきであった旨主張する。

しかしながら、工学会は、平成30年度後期納付金を平成31年3月末の納付期限までに納付しなかったものの、平成31年4月上旬には、本件部署に対し、平成30年度後期納付金の納付が遅延することを連絡し、同月22日の面談では、平成31年5月までの納付を約していたのであり、その後、工学会は現にその約束どおり、平成30年度後期納付金を納付したことも併せ考慮すると、工学会が平成30年度後期納付金を納付期限までに納付しなかったからといって、市長である小野谷において、直ちに工学会が基本協定及び平成30年度協定において定められた会計管理を実施していなかったことを疑うべき状況にあったということとはできない。

なお、工学会の収支計算は時期によっては支出が収入を上回る月があり(乙4の1)、平成27年度以降の収入実績は、予定額(予算。甲4等)



に達しないものであったことは認められるが（乙7）、達成率は平成27年度で91.5%（乙7の1（14頁））、平成28年度で89.2%（乙7の2（15頁））、平成29年度で93.3%（乙7の3（12頁））、平成30年度で94.1%（乙1（12頁））であり、かつ、不足分は、人件費や事務費等の支出を予算額より減らすことにより調整していたこと（乙7）などに鑑みると、上記収入状況から直ちに、工学会が、平成30年度後期納付金を納付期限までに納付しなかったことをもって、市長である小野谷において、工学会が基本協定及び平成30年度協定において定められた会計管理を実施していなかったことを疑うべき状況にあったということ  
はできない。

(4) 以上によれば、令和元年5月10日の時点で、市長である小野谷において、本件監督権限を行使し、工学会の管理する通帳及び会計帳簿の内容を確認し、その経理実態を審査するまでの義務があったということとはできない。

なお、原告は、本件監督権限を行使して、指定管理者の経営状況及び実態を把握し、工学会との基本協定を解除するなどしていれば、損害を回避することができた旨の主張をするが、前記のとおり、工学会は、被告の催告期間内に平成30年度後期納付金を納付していることからすれば、令和元年5月10日の時点で、本件基本協定、平成30年度協定又は平成31年度協定を履行する見込みがないということができたとはいえず、本件基本協定16条1項1号に定める解除事由（工学会が、工学会の責めに帰する理由により基本協定及び年度協定に定める事項を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認めるとき）があったということとはできないし、本件基本協定16条1項2号に定める解除事由（工学会が、基本協定、年度協定、関係法令等の条項に違反し、かつ、狭山市が相当の期間を定めて催告しても当該違反状態が解消されないとき）があったということもできない。そして、本件基本協定16条3項は、同条1項に定める場合を除き、指

定期間中は基本協定及び年度協定を解除することはできない旨を定めている  
ことに鑑みると、市長である小野谷が本件基本協定を解除することができた  
ということとはできないから、小野谷が本件基本協定を解除する義務があった  
ということもできない。

したがって、市長である小野谷において、本件監督権限を適切に行使する  
義務の違反があったということとはできない。

3. 以上によると、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由  
がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

倉澤守春

倉澤守春

裁判官

日浅さやか

日浅さやか

裁判官

伊東大地

伊東大地

これは正本である。

令和3年10月27日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 齊藤 由紀恵

